

産業厚生常任委員会報告

令和3年12月15日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年12月7日午前10時00分から美浜町議会全員協議会室において、委員7名及び議長の出席のもと本委員会を開催し、11月29日に本委員会に付託されました議案3件と請願1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、総務課長、住民環境課長、観光戦略課長、担当課参事、課長補佐及び担当者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る11月29日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

(1) 議案第84号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：条例要綱の産科医補償制度について、掛金の加算金が4,000円引き下げられるが、影響は出ないのか。

回答：審査方法などが合理化されたことで、掛金の加算金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられた。妊婦の方に不利益になるようなことは一切ないと聞いている。

質疑：制度に加入する医療機関の負担が軽減されるのか。

回答：脳性麻痺の補償の対象となるかどうかを審査する機関の審査が、合理化されたという形である。

質疑：掛金の加算金が4,000円引き下げられることで、補償や原因分析の質が低下することは起きないのか。

回答：質が低下するようなことはない。

(2) 議案第86号 敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処分に係る事務の委託の協議に関し議決を求めることについて

質疑：若狭町との環境衛生組合やエコクルとの関係は、どのようになるのか。

回答：エコクルで実施していた燃えるごみの廃棄物の処理、一般廃棄物の処分については、敦賀市の方に変わる。し尿汚泥処理、最終処分場、堆肥化施設については、従来どおり若狭町三方地区となる。今回は、一般廃棄物の処分に係る部分の委託である。

質疑：両市町への負担金が発生するが、負担は増えないのか。

回答：シミュレーション等の試算によると、美浜町の負担は減っている。

質疑：敦賀市への一部事務委託の時期はいつか。

回答：来年の4月1日からとなっている。

質疑：雲谷の最終処分場への搬入について、敦賀市の廃棄物の量は受け入れられないが、しっかり協議しているのか。

回答：敦賀市の方で新しい最終処分場を建設しており、完成した時点で敦賀市の最終処分場に持っていく予定である。

(3) 議案第87号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定について

質疑：グッドスタッフが指定管理者になり、町の方針に基づいて行ってきたものが、急に事業者が変わるといえるのは考えられない。タニタカフェとのコラボなどは町が実施する事業であるので、タニタとの連携条件を削除することは町の政策の失敗ではないのか。

回答：町も指定管理者と一緒にタニタカフェのPRを行ってきたが、集客には至らなかったという状況である。

質疑：契約形態は、一般競争入札による契約、指名競争入札による契約、随意契約があるが、どのような形なのか。

回答：プロポーザル方式となる。

質疑：プロポーザル方式で、随意契約になるのか。

回答：その通りである。

質疑：審議会の内容について、グッドスタッフが応募の中で言われた提案内容、これから不足な点を改善していく視点が公表されていないため、一方的な行政の意見だけで判断しないといけないのか。

回答：提案内容については、情報公開条例に準じる形となるため利益を害する恐れがあるものについては、公開できないものとする。今後は公開する範囲をあらかじめ募集要項に明記し、応募者名も含めて選定結果を公開することを検討したい。

質疑：今回の判断をするためには、グッドスタッフの意見、三方五湖DMO(株)側の意見をどう評価したかが問題だが、そこが全然見えてこないが。

回答：審議会については、11月16日に7名の審議会の委員を交えて開催しており、特に問題はなかった。

質疑：非常に不透明な判断を議会に求めていると思う。

決算の内容を見ると、ほとんど指定管理料でもっている状況である。グッドスタッフが数年間努力してきた、今後は、よりよい改善をして応募したにもかかわらず、事由もオープンにされずに、次の指定管理者に渡されたという事実が広まってくると、ほかに応募する人がいなくなると思うが。

回答：公募の形式をとっており、選定審議会の専門家の委員も交えて審議しており、不透明とは考えていない。

質疑：公募の要領が変わったということは、運営を見て、公募要領を変えないとダメだという反省に立って公募要領を変えたと思うが、その反省がどこにもない。今までの運用を見てきて、公募要領を変えるに至った理由は何か。

回答：タニタとのコラボについては、タニタのネームバリューによる集客、健康増進への期待があったことから、指定管理の要件としていた。しかし、3年間の営業実績を見ると、売上げが伸びず、原価率が高く、提供を義務づけられた商品は事前に準備が必要で、注文がない場合は廃棄しなければならない、営業収益の足かせとなっていた。また、タニタメニューの売上げ以上にロイヤリティー経費がかかっているような状況があり、施設の設置目的を踏まえながらも、必ずしもタニタにこだわる必要もないということで、タニタを外した。

質疑：最初からうまくいかないと言ってきたので、タニタについては止めればよいと思う。ただ、新しい募集要項では、野菜小鉢をつけるとか、3割以上は目的に即した健康食にしないといけないというのは、今までできていなかったということか。普通の食堂と変わらないが、ほかの飲食店への影響も配慮したのか。

回答：健康みはま21の後期計画において、野菜摂取量を増加し、適切なエネルギー摂取の推進という項目を定めている。その項目を実現させるために設定したものである。

質疑：運営されてきた内容のもとでは、2番の「定食等に各季節で必ず野菜小鉢1品をつけること」と、3番の「食事メニューの内3割以上は施設の目的に即した健康食を提供すること」、と書いているようなことは、不十分だと考えた上で要綱を追加したのか。その反省を聞きたい。

回答：この条件については、タニタとの連携を外すに当たり、施設の設置目的の健康増進というところを重視して、条件をつけたところである。

質疑：当初、指定管理者を決めるときは、美浜町内には手をあげる業者がなく、熊本のグッドスタッフに決まった。グッドスタッフのどこが駄目だったのか。今回、撤退してもらって、三方五湖DMO(株)ができるようになったのはどういうところが変わったのか。

回答：前回の公募のときは、三方五湖DMO(株)というものが出来ていなかった。今回、三方五湖DMO(株)ができて1年以上がたち、地域の発展のために応募されたと考えている。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

(1) 議案第84号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(2) 議案第86号 敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処分に係る事務の委託の協議に関し議決を求めることについて

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(3) 議案第87号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定については、賛成反対が同数となったため、委員長判断による賛成をもって承認することに決しました。

続いて、請願について、協議がなされました。

請願第3号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について美浜町議会で審議され、反対を議決することを求める請願

はじめに、紹介議員の辻井雅之議員から請願の説明を受け、質疑に入りました。また、請願者である清水博之氏と坂尻区自治会長の和多田文雄氏からも説明を受け、質疑に入りました。質疑終了の後、請願について協議を行いました。以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

意見：会社の実態がわからないのに、坂尻区は賛成をしていることが明らかとなった。私の周辺は競艇の場外舟券売り場の設置に反対しているので請願を採択する。

意見：企業側の説明、参加がない。会社が信用できないと、何が結果として出るかわからない。坂尻地区の決断は重いが、会社の一方的なPRにのっかっていると感じる。私はこの請願には賛成したい。

意見：請願書に賛同する。美浜町に場外舟券売場というのは異質のものである。町は「ボート、レガッタのまち美浜」、「観光のまち美浜」、道の駅も美浜、インバウンドによる活性化いうところも見ながら、そういうところで力を入れてやっている中で、なぜ今、ギャンブル、舟券売り場なのかということに大きな疑問点がある。

意見：現在、私の本心は設置することに反対。ただし、今、この請願の発端というのは、新聞報道なり、地元で進んでいた話が公になって、請願が出て、我々が今議論しているが、会社の説明も全く受けていないし、いろ

いろな情報が余りにも不足している。今、時代の流れからいえば、このようなものが建っていいのかなど、美浜のコンセプトと合わないという気持ちが非常に強いが、もう少し議会として慎重審議をして結論を出したらどうかと思い、継続審議にしたらどうかと思っている。

意見：今定例会の請願書で初めてこの件が分かり、新聞報道で初めて知った。時間が少な過ぎるのと、今日の説明では、区民の方もこの施設に対して周知徹底がなされていないような気がした。現段階ではこの請願に賛成したい。

意見：自治会長の話では、12月2日に議会に対して、会社が説明済みという理解をされていた。それを聞いて唖然としたが、このような不誠実な会社を相手に、よく2年間も付き合いをしてきたなという感じがする。坂尻区の疲弊した状況もあると思う。苦渋の決断を区としてもされたということも重々感じるが、百歩譲っても美浜町民の非難する気持ちは裏切れないということで、特に不誠実な会社という感じも受けたので、この請願を取り上げたいと思う。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

まず、請願第3号を継続審議にすることについて採決を行いました。

請願第3号を継続審議にすることについては、賛成少数をもって承認しないことに決しました。

次に、請願第3号について採決を行いました。

請願第3号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について美浜町議会で審議され、反対を議決することを求める請願は、賛成多数をもって採択することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午後1時45分本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。